

# 当別町地域防災計画

## < 地震災害対策編 >

令和 7 年 8 月改訂

当別町防災会議

# 目 次

## 第1章 総則（災害想定）

|     |        |   |   |   |
|-----|--------|---|---|---|
| 第1節 | 地震被害想定 | 1 | ～ | 3 |
|-----|--------|---|---|---|

## 第2章 地震に強いまちづくり

|      |                       |    |   |    |
|------|-----------------------|----|---|----|
| 第1節  | 地震に強いまちづくりの推進         | 4  | ～ | 6  |
| 第2節  | 地震に関する防災知識の普及・啓発      | 7  | ～ | 8  |
| 第3節  | 防災訓練計画                | 9  |   |    |
| 第4節  | 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画 | 9  |   |    |
| 第5節  | 自主防災組織の育成等に関する計画      | 9  |   |    |
| 第6節  | 避難体制整備計画              | 9  |   |    |
| 第7節  | 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画  | 9  |   |    |
| 第8節  | 火災予防計画                | 10 |   |    |
| 第9節  | 危険物等災害予防計画            | 11 | ～ | 14 |
| 第10節 | 建物等災害予防計画             | 15 |   |    |
| 第11節 | 土砂災害予防計画              | 16 |   |    |
| 第12節 | 液状化災害予防計画             | 17 |   |    |
| 第13節 | 積雪・寒冷対策計画             | 18 |   |    |
| 第14節 | 業務継続計画の策定             | 18 |   |    |

## 第3章 災害応急対策計画

|      |                       |    |   |    |
|------|-----------------------|----|---|----|
| 第1節  | 応急活動体制                | 19 |   |    |
| 第2節  | 地震の伝達計画               | 20 |   |    |
| 第3節  | 災害情報等の収集、伝達計画         | 21 | ～ | 22 |
| 第4節  | 災害広報計画                | 23 |   |    |
| 第5節  | 避難対策計画                | 23 |   |    |
| 第6節  | 救助救出計画                | 23 |   |    |
| 第7節  | 地震火災等対策計画             | 24 | ～ | 25 |
| 第8節  | 災害警備計画                | 26 |   |    |
| 第9節  | 交通応急対策計画              | 26 |   |    |
| 第10節 | 消防防災ヘリコプター等活用計画       | 26 |   |    |
| 第11節 | 食料供給計画                | 26 |   |    |
| 第12節 | 食料供給計画                | 26 |   |    |
| 第13節 | 給水計画                  | 26 |   |    |
| 第14節 | 衣料・生活必需品等物資供給計画       | 26 |   |    |
| 第15節 | 石油類燃料供給計画             | 27 |   |    |
| 第16節 | 生活関連施設対策計画            | 27 |   |    |
| 第17節 | 医療救護計画                | 27 |   |    |
| 第18節 | 防疫計画                  | 27 |   |    |
| 第19節 | 廃棄物処理計画               | 27 |   |    |
| 第20節 | 家庭動物対策計画              | 27 |   |    |
| 第21節 | 文教対策計画                | 28 |   |    |
| 第22節 | 住宅対策計画                | 28 |   |    |
| 第23節 | 被災宅地安全対策計画            | 28 |   |    |
| 第24節 | 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理埋葬計画 | 28 |   |    |

|                           |                           |    |
|---------------------------|---------------------------|----|
| 第 25 節                    | 障害物除去計画・・・・・・・・・・・・・・・・   | 28 |
| 第 26 節                    | 広域応援・受援計画・・・・・・・・・・・・・・・・ | 28 |
| 第 27 節                    | 自衛隊派遣要請及び派遣活動計画・・・・・・・・   | 29 |
| 第 28 節                    | 災害ボランティアとの連携計画・・・・・・・・    | 29 |
| 第 29 節                    | 災害義援金募集（配分）計画・・・・・・・・     | 29 |
| 第 30 節                    | 災害救助法の適用と実施・・・・・・・・       | 29 |
|                           |                           |    |
| <b>第 4 章 災害復旧・被災者援護計画</b> |                           |    |
| 第 1 節                     | 災害復旧計画・・・・・・・・・・・・・・・・    | 30 |
| 第 2 節                     | 被災者援護計画・・・・・・・・・・・・・・・・   | 30 |
|                           |                           |    |
| <b>改訂履歴</b>               | ・・・・・・・・・・・・・・・・          | 31 |

# 第1章 総則（災害想定）

## 第1節 地震被害想定

### 1 基本的な考え方

平成22年に策定された「当別町耐震改修促進計画」における、想定地震の概要と被害想定に基づき、地震被害を想定する。

### 2 当別町周辺における既往地震

当別町周辺における震度5～6の地震の記録は資料3-1（当別町周辺における震度5～6の地震の記録）のとおりである。

### 3 想定地震

#### (1) 北海道における地震の想定

北海道地域防災計画（地震防災計画編）による当別町に影響のある想定地震は資料3-2（北海道における地震の想定）のとおりである。

##### ア 北海道東部地震

この地震はM8.25と、規模が大きい地震を想定しており、当別町の想定震度は4となっている。

##### イ 日高中部地震

この地震はM7.25であり、1982年の浦河沖地震の再来を想定したもので、当別町の想定震度は4となっている。

##### ウ 石狩地震

この地震はM6.75と規模は小さいが、震源に近い当別町は危険度が特に高く想定震度は6であり、今後北海道と協力して詳細な検討が必要である。

##### エ 留萌沖地震

この地震はM7.0で、かつ、震源が沖合いであるため、羽幌町から石狩市厚田区にかけての海岸沿いの地域が震度5以上で、当別町の想定震度は4である。

##### オ 後志沖地震

この地震はM7.75と大きい、はるか沖合いに震源を想定していることから、瀬棚町周辺の海岸沿いで震度が大きい、当別町の想定震度は4である。

### 4 活断層帯について

道内の主要起震断層として地震調査研究推進本部が評価を発表しているうち、当別町周辺の活断層は次のとおりである。

## (1) 石狩低地東縁断層帯主部

石狩低地東縁断層帯主部は、美瑛市から岩見沢市、千歳市などを経て安平町にいたる東に傾く逆断層で、全体としてM7.9 程度の地震が想定され、30年以内の地震発生確率はほぼ0%とされている。北部に比べ南部のほうで平均変位速度が大きく、別に活動している可能性も指摘されている。

## (2) 当別断層

当別断層は、当別町東部から当別川上流にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、全体としてM7.0 程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大で2%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

## (3) 増毛山地東縁断層帯

増毛山地東縁断層帯は、沼田町から北竜町・雨竜町・新十津川町・浦臼町を経て月形町にかけて分布する。西に傾く逆断層と推定され、M7.8 程度の地震が想定されている。30年以内の地震発生確率は最大0.6%で、この値は我が国の主な活断層の中ではやや高いグループに属する。

## 5 当別断層について（平成15年11月12日地震調査研究推進本部地震調査委員会による）

## (1) 断層の位置及び形態

当別断層は、北海道石狩郡当別町二番川付近から同本中小屋付近にかけて、南北方向に延びている。

長さが約20kmで、西側が東側に対して相対的に隆起する活断層である（図1）。

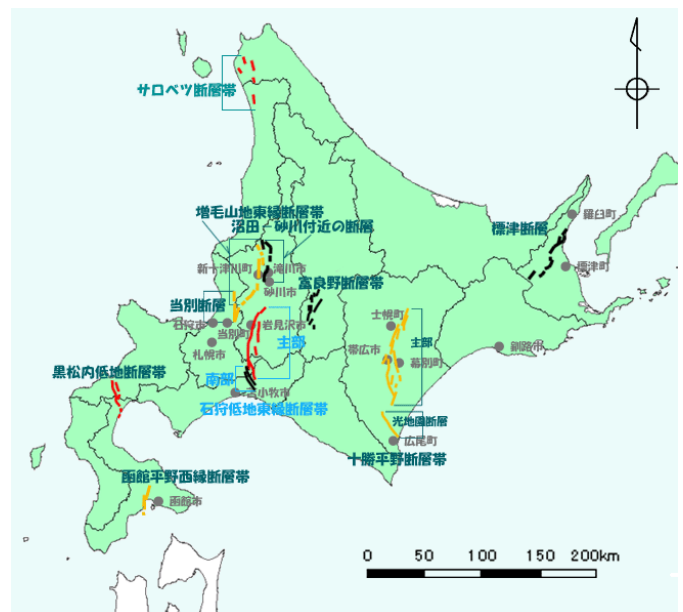
## (2) 断層の過去の活動

当別断層の平均的な上下方向のずれの速度は、0.1－0.2m/千年程度で、最新の活動は約1万1千年以後、約2千2百年前以前にあった可能性がある。

活動時には、断層の西側が東側に対して相対的に1.5m程度隆起した可能性がある。本断層の平均的な活動間隔は7千5百－1万5千年程度であった可能性がある。

## (3) 断層の将来の活動

当別断層は、全体が一つの活動区間として活動した場合、M7.0程度の地震が発生する可能性がある。また、その時、断層の近傍の地表面では、西側が東側に対して相対的に1.5m程度高まる段差や撓みが生ずる可能性がある。本断層の将来の地震発生確率は、今後30年の間に発生する確率が0～2%と予測されており、国内の活断層の中でもその発生確率はやや高いグループに属している。





## 第2章 地震に強いまちづくり

### 第1節 地震に強いまちづくりの推進

町及び防災関係機関は、建築物、土木構造物、通信施設、ライフライン施設、防災関連施設など構造物、施設等の耐震性を確保するため、地盤状況の把握など地域の特性に配慮し、地震に強いまちづくりを推進するとともに、できるだけ短時間で避難が可能となるようなまちづくりを目指すものとする。

#### 1 地震に強いまちづくり

- (1) 町及び防災関係機関は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難地としての都市公園、河川など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強い都市構造の形成を図る。
- (2) 町及び防災機関は、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。
- (3) 町、防災関係機関及び施設管理者は、高層建築物や駅等不特定多数の者が利用する都市施設等の地震発生時における安全性の確保の重要性を考慮し、これらの施設における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

#### 2 建築物の安全化

- (1) 町は、「当別町耐震改修促進計画」において設定された建築物の耐震改修等の具体的な目標の達成のために、既存建築物の耐震診断・耐震改修を促進する施策を積極的に推進する。
- (2) 町は、防災拠点や学校など公共施設の耐震診断を速やかに行い、その結果を公表するとともに、施設の耐震性の向上を図る。
- (3) 防災関係機関及び多数の者が使用する施設、並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設の施設管理者は、非構造部材の耐震対策を含めた耐震性の確保に積極的に努めるとともに避難所に指定されている施設については、あらかじめ必要な諸機能の整備に努める。
- (4) 町は、住宅をはじめとする建築物の耐震性の確保を促進するため、建築基準法等の遵守の指導等に努める。
- (5) 町、防災関係機関及び施設管理者は、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の倒壊防止、エレベーターにおける閉じ込め防止、超高層ビルにおける長周期地震動対策など総合的な地震安全対策を推進する。

### 3 主要交通の強化

町及び防災関係機関は、主要な鉄道、道路等の基幹的な交通施設等の整備に当たって、耐震性の強化、多重性・代替性を考慮した耐震設計やネットワークの充実に努める。

### 4 通信機能の強化

町及び防災関係機関は、主要な通信施設等の整備に当たって、災害対応に必要なネットワークの範囲を検討するとともに、設備の耐震性の確保や通信手段の多様化、多重化に努めるなどして、耐災害性の強化に努めるものとする。

### 5 ライフライン施設等の機能の確保

(1) 町、防災関係機関及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、電話等のライフライン施設及び灌漑用水、営農飲雑用水等のライフライン代替施設の機能の確保を図るため、主要設備の耐震化、震災後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に努める。

特に、3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。

(2) 町及び防災関係機関は、関係機関と密接な連携を取りつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝等の整備等に努める。

(3) 町及び防災関係機関においては、自ら保有するコンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。

### 6 復旧対策基地の整備

町は、震災後の復旧拠点基地、救援基地となる都市公園等の整備に努める。

### 7 液状化対策

(1) 町、防災関係機関及び公共施設等の管理者は、施設の設置に当たって、地盤改良等により液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策等を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

(2) 個人住宅等の小規模建築物についても、液状化対策に有効な基礎構造等についてパンフレット等による普及を図る。

(3) 町及び道は、地震による損壊等で決壊した場合に大きな被害をもたらすおそれのあるため池について、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

### 8 危険物施設等の安全確保

町及び防災関係機関は、石油コンビナート等の危険物施設等及び火災原因となるボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝緑地の整備及び防災訓練の積極的な実施等を促進する。

## 9 災害応急対策等への備え

町及び防災関係機関は、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うために必要な備えを行うこととする。

また、町は、地震などが発生した場合に備え、災害応急対策活動拠点として、災害対策車両やヘリコプターなどが十分活動できるグラウンド・公園などを確保し、周辺の町民等の理解を得るなど環境整備に努めること。

## 10 防災拠点における再生可能エネルギー等の導入

町及び防災関係機関は、「当別町ゼロカーボン推進計画」等に基づき、エネルギー源の多様化、分散化及び災害に強い地域のエネルギーインフラの構築実現のため、防災拠点、避難施設等への再生可能エネルギー設備等の導入を進める。

## 第2節 地震に関する防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、地震災害を予防し、又はその拡大を防止するため、町職員に対して地震に関する教育、研修、訓練を行うとともに、町民等に対して地震に係る防災知識の普及・啓発を図り、防災活動の的確かつ円滑な実施に努める。

防災知識の普及・啓発に当たっては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が確立されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう、女性防災リーダーの育成や防災会議の委員に占める女性の割合を高めるなど、防災の取組への男女共同参画に努める。

また、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図るものとする。

### 1 防災知識の普及・啓発

- (1) 町及び防災関係機関は、町職員に対して地震に関する体制、制度、対策等について講習会等の開催、訓練の実施、防災資料の作成配布等により防災知識の普及・啓発の徹底を図る。
- (2) 町及び防災関係機関は、町民等に対し次により防災知識の普及・啓発を図る。

#### ア 啓発内容

- (ア) 地震に対する心得
- (イ) 地震に関する一般知識
- (ウ) 非常用食料、飲料水、身の回り品等、非常用持出品や緊急医療の準備
- (エ) 建物の耐震診断と補強、家具の固定、ガラスの飛散防止
- (オ) 災害情報の正確な入手方法
- (カ) 出火の防止及び初期消火の心得
- (キ) 自動車運転時の心得
- (ク) 救出・救護に関する事項
- (ケ) 避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
- (コ) 水道、電力、ガス、電話などの地震災害時の心得
- (サ) 要配慮者への配慮
- (シ) 各防災関係機関が行う地震災害対策

#### イ 普及方法

- (ア) テレビ、ラジオ、新聞及びインターネット、SNSの利用
  - (イ) 広報誌（紙）、広報車両の利用
  - (ウ) 映画、スライド、ビデオ等による普及
  - (エ) パンフレットの配布
  - (オ) 講習会、講演会等の開催及び訓練の実施
- (3) 町及び防災関係機関は、町民等が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急

地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

## **2 学校等教育関係機関における防災思想の普及**

- (1) 学校においては、児童生徒等に対し、地震の現象、災害の予防等の知識の向上及び防災の実践活動（地震における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。
- (2) 児童生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員等に対する地震防災に関する研修機会の充実等に努める。
- (3) 地震防災教育は、学校等の種別、立地条件及び児童生徒等の発達段階などの実態に応じた内容のものとして実施する。
- (4) 社会教育においては、社会教育団体等における会合や集会等の機会を活用し、災害の現象、防災の心構え等の防災知識の普及に努める。

## **3 普及・啓発の時期**

防災の日、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、防災の日、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等、普及の内容により最も効果のある時期を選んで行うものとする。

### 第3節 防災訓練計画

災害応急対策活動の円滑な実施を図るため、防災に関する知識及び技能の向上と町民等に対する防災知識の普及、啓発を図ることを目的とした防災訓練計画は、一般災害対策編「第4章災害予防計画第2節防災訓練計画」による。

### 第4節 物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画

町は、地震災害時において町民等の生活を確保するための食料その他の物資の確保、及び災害発生時における応急対策活動を円滑に行うための防災資機材等の整備に努めるとともに、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量の把握に努める。

なお、実施に当たっては、一般災害対策編「第4章災害予防計画第13節物資の調達・確保及び防災資機材等の整備計画」による。

### 第5節 自主防災組織の育成等に関する計画

地震災害時における自主防災組織の育成等に関する計画は、一般災害対策編「第4章災害予防計画第4節自主防災組織の育成等に関する計画」による。

### 第6節 避難体制整備計画

地震災害時における避難体制整備計画は、一般災害対策編「第4章災害予防計画第14節避難体制整備計画」による。

### 第7節 避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画

地震災害時における避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画は、一般災害対策編「第4章災害予防計画第15節避難行動要支援者等の要配慮者に関する計画」による。

## 第8節 火災予防計画

地震に起因して発生する多発火災及び大規模火災の拡大を防止するため、地震時における出火の未然防止、初期消火の徹底など火災予防のための指導の徹底及び消防力の整備に関する計画は、次のとおりである。

### 1 地震による火災の防止

地震時の火災発生は、使用中の火気設備等によるものが多いことから、石狩北部地区消防事務組合当別消防署は地震時の火の取り扱いについて指導啓発する。

### 2 火災予防の徹底

火災による被害を最小限に食い止めるためには、初期消火が重要であるので、町は、地域ぐるみ、職場ぐるみの協力体制と強力な消防体制の確立を図る。

- (1) 一般家庭に対し、予防思想の啓発に努め、消火器及び住宅用火災警報器の設置促進を図るとともに、これらの器具等の取り扱い方を指導し、地震時における火災の防止と初期消火の徹底を図る。
- (2) 防災思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげるため、地域の自主防災組織、少年消防クラブ等の設置及び育成指導を強化する。
- (3) ホテル、医療機関等、一定規模以上の防火対象物に対し、法令の基準による消防用設備等の設置を徹底するとともに、自主点検の実施及び適正な維持管理の指導を強化する。

### 3 消防力の整備

近年の産業、経済の発展に伴って、高層建築物、危険物施設等が増加し、火災発生時の人命の危険度も増大していることから、町は、消防施設及び消防水利の整備充実を図るとともに、消防職員の確保、消防技術の向上等により、消防力の整備充実を図る。あわせて、地域防災の中核となる消防団員の確保、育成強化及び整備等の充実を図り、消防団活動の活性化を推進する。

### 4 消防計画の整備強化

石狩北部地区消防事務組合は、防火活動の万全を期するため、消防計画を作成し、火災予防について次の事項に重点を置く。

- (1) 消防力等の整備
- (2) 地理、消防水利及び消防対象物の実態を把握するために行う調査
- (3) 消防職員及び消防団員の教育訓練
- (4) 査察その他の予防指導
- (5) その他火災を予防するための措置

## 第9節 危険物等災害予防計画

地震時における危険物、火薬類、高圧ガス等の爆発、飛散、火災などによる災害の発生の予防に関する計画は、次のとおりである。

### 1 事業所等に対する指導の強化

危険物等による災害の予防を促進するため、町及び関係機関は、事業所に対し、次の事項について指導に努める。

- (1) 事業所等に対する設備、保安基準遵守事項の監督、指導の強化
- (2) 事業所等の監督、指導における防災関係機関の連携強化
- (3) 危険物等保安責任者制度の効果的活用による保安対策の強化
- (4) 事業所等における自主保安体制の確立強化
- (5) 事業所等における従業員に対する安全教育の徹底指導
- (6) 事業所等の間における防災についての協力体制の確立強化
- (7) 危険物保管施設の耐震性の確保に関する事業所等への指導の強化

### 2 危険物保安対策

#### (1) 事業者

ア 消防法に定める設置基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業員に対する保安教育の実施、自衛消防組織の設置、危険物保安監督者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 危険物の流出その他の事故が発生したときは、直ちに、流出及び拡散の防止、危険物の除去その他災害の発生の防止のための応急の措置を講じるとともに、消防機関、警察へ通報するものとする。

#### (2) 北海道、石狩北部地区消防事務組合当別消防署

ア 消防法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、予防規程の作成、従事者に対する保安教育の実施、自衛消防組織の編成、危険物保安監督者の選任等について指導するものとする。

#### (3) 北海道警察

必要に応じ、危険物の保管状態、自主保安体制等実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

### 3 火薬類保安対策

#### (1) 事業者

ア 火薬類取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保

安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したときは、法令で定める応急措置を講じるとともに、火薬類について災害が発生したときは、直ちに警察官に届け出るとともに、北海道に報告するものとする。

(2) 北海道産業保安監督部

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに国家公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規定の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

エ 事業者の予防対策について監督・指導する。

(3) 北海道

ア 火薬類取締法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 火薬類取締法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

ウ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、火薬類製造保安責任者の選任等について指導するものとする。

(4) 北海道警察

ア 火薬類取締法の施行に必要な限度において、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備充実し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

また、必要と認められるときは、北海道、北海道産業保安監督部に対して、必要な措置をとるよう要請するものとする。

イ 火薬類運搬の届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全維持のため必要のあるときは、運搬日時、通路若しくは方法又は火薬類の性状若しくは積載方法について必要な指示をする等により運搬による災害発生防災を図るものとする。

ウ 火薬庫が近隣の火災その他の事情により危険な状態になり、又は火薬類が安定度に異常を呈したとき、及び災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

(5) 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

## 4 高圧ガス保安対策

### (1) 事業者

- ア 高圧ガス保安法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったときは、高圧ガス保安法で定める応急措置を講じるとともに、高圧ガスについて災害が発生したときは、道知事又は警察官に届け出るものとする。

### (2) 北海道産業保安監督部

- ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。

### (3) 北海道

- ア 高圧ガス保安法の規定に基づき、保安検査、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、許可の取消等の措置命令を発するものとする。
- イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、危害予防規程の作成、保安教育計画の作成、高圧ガス製造保安統括者の選任等について指導するものとする。
- ウ 高圧ガス保安法の規定による許可等の処分をしたとき、又は届出を受理したときは、速やかに道公安委員会に通報する等関係機関との連携体制の確立を図るものとする。

### (4) 北海道警察

- ア 人の生命、身体又は財産に対する危害を予防するため特に必要があるときは、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。
- イ 高圧ガスの製造施設等が危険な状態になったとき、又は災害が発生したとの届出があったときは、速やかに道知事に通報するものとする。

### (5) 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

- 火災予防上の観点から事業所の実施を把握し、消防施設等の保守管理、防火管理者等により自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

## 5 毒物・劇物災害対策

### (1) 事業者

- ア 毒物及び劇薬取締法の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。
- イ 毒劇物が飛散する等により不特定又は多数の者に保健衛生上の危害が生ずるおそれがある

ときは、直ちにその旨を地域保健室（保健所）、警察署又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置を講じるものとする。

(2) 北海道

ア 毒物及び劇物の取締法の規定に基づき、立入検査を行い、法令の規定に違反する場合は、登録の取消等の措置命令を発するものとする。

イ 事業者の自主保安体制確立を図るため、従業者に対する危害防止のための教育の実施、毒物劇物取扱責任者の選任等による自主保安体制の確立を指導するものとする。

(3) 北海道警察

必要に応じ、毒劇物の保管状態、自主保安体制等事業所の実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

(4) 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

火災予防上の観点から事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

## 6 放射性物質災害対策

(1) 事業者

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の定める設備基準、保安基準を遵守するとともに、放射線障害予防規程の作成、必要な教育訓練の実施、放射線取扱主任者の選任等による自主保安体制の確立を図るものとする。

イ 放射性障害のおそれがある場合又放射線障害が発生した場合は、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律で定める応急措置を講ずるとともに、直ちに文部科学大臣、石狩北部地区消防事務組合へ通報するものとする。

(2) 石狩北部地区消防事務組合当別消防署

火災予防上及び消防活動上の観点から、消防用設備等の状況、放射線測定機器等の保有上状況、汚染検査・除染体制の状況等、事業所の実態を把握し、消防用設備等の保守管理、防火管理者等による自主保安体制の確立等適切な指導を行う。

(3) 北海道警察

ア 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の施行に必要な限度で、立入検査を実施する等その実態を把握するとともに、資機材を整備し、災害発生時における初動体制の確立を図るものとする。

イ 放射性同位元素又は放射性同位元素により汚染されたものを運搬する届出があった場合、災害の発生防止、公共の安全確保のため必要があるときは、運搬日時、経路等について、必要な指示をする等により運搬による災害発生防止を図るものとする。

## 第10節 建物等災害予防計画

地震災害から建築物等を防ぎよするための計画は、次のとおりである。

### 1 建築物の防災対策

#### (1) 木造建築物の防火対策の推進

町は、木造建築物について延焼のおそれがある外壁等の不燃化及び耐震化の促進を図るものとする。

#### (2) 既存建築物の耐震化の促進

町は、現行の建築基準法に規定される耐震性が不十分な既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進するため、耐震改修促進計画に基づき、耐震診断及び耐震改修に対する支援や建築関係団体と連携した相談体制、情報提供の充実など所有者等が安心して耐震化を行うことができる環境整備を図るものとする。

また、町民等にとって理解しやすく身近に感じられる地震防災マップの作成のほか、セミナー等の開催、パンフレット・インターネットを活用した普及啓発を図る。

さらに、町は、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、建築物の所有者に対して指導・助言を行うよう努めることとし、指導に従わない者に対しては、必要な指示を行う。また、著しく保安上危険となるおそれがあると認められた建築物については、建築基準法に基づく勧告、命令を実施するとともに、耐震改修促進計画で定める地震時に通行を確保すべき道路の沿道建築物については、積極的に耐震化を推進するものとする。

#### (3) ブロック塀等の倒壊防止

町は、地震によるブロック塀等の倒壊を防止するため、既存ブロック塀にあっては建築パトロールなどを通じて点検、補強の指導を行うとともに、新規に施工、設置する場合には、施工、設置基準の遵守をさせるなど、安全性の確保について指導を徹底する。

#### (4) 窓ガラス等の落下物対策

町は、地震動による落下物からの危害を防止するため、市街地で主要道路に面する地上3階建以上の建築物の窓ガラス、外装材、屋外広告物等で落下のおそれのあるものについて、その実態を調査し必要な改善指導を行うものとする。

### 2 がけ地に近接する建築物の防災対策

(1) 町は、がけの崩壊等で危険を及ぼすおそれのある区域において、建築物の建築制限を行うとともに既存の危険住宅については、がけ地近接危険住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

(2) 町は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップを作成・公表する。  
また、町は、滑動崩落の恐れが大きい大規模盛土造成地において、宅地の安全性の把握及び耐震化を推進する。

## 第11節 土砂災害予防計画

土砂災害を予防するための計画は、一般災害対策編「第4章災害予防計画第10節土砂災害予防計画」による。なお、本町の土砂災害警戒区域の現況は、次のとおりである。

### 1 現況

- (1) 本町における、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年5月8日法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定箇所は、次のとおり。

| 自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域 | 内特別警戒区域 |
|---------|----------|---------|
| 急傾斜地の崩壊 | 67       | 67      |
| 土石流     | 26       | 9       |
| 地滑り     | 3        | 0       |
| 指定箇所数 計 | 96       | 76      |

## 第12節 液状化災害予防計画

地震に起因する地盤の液状化による災害を予防するための計画は、次のとおりである。

### 1 現況

液状化現象による災害については、過去の地震においてもしばしば認められてはいたが、新潟地震（1964年）を契機として、認識されたところである。兵庫県南部地震（1995年）においても、埋立地などを中心に大規模な液状化による被害が発生している。近年、埋立などによる土地開発が進み、また都市の砂質地盤地域への拡大に伴い以前に増して液状化被害が発生しやすい傾向にある。

北海道においては、十勝沖地震（1968年）による液状化被害が大規模かつ広範囲に記録されているほか、釧路沖地震（1993年）、北海道南西沖地震（1993年）、北海道東方沖地震（1994年）においても、道南及び道東の広い地域で発生し、大きな被害をもたらした。

最近では、十勝沖地震（2003年）において、豊頃町～浦幌町に被害の集中がみられたほか、札幌市や標茶町など遠地においても液状化による被害が発生した。

また、「平成30年北海道胆振東部地震」では、札幌市や北広島市等の住宅地において、地盤液状化による被害が発生した。

### 2 液状化対策の推進

(1) 町及び防災関係機関は、液状化による被害を最小限に食い止めるため、公共事業などの実施にあたって、現地の地盤を調査し、発生する液状化現象を的確に予測することにより、現場の施工条件と、効果の確実性、経済性等を総合的に検討・判断し、効果的な液状化対策を推進する。

(2) 液状化対策の調査・研究

町及び防災関係機関は、大学や各種研究機関との連携のもと、液状化現象に関する研究成果を踏まえ、危険度分布や構造物への影響を予測し、液状化対策についての調査・研究を行う。

(3) 液状化の対策

液状化の対策としては、大別して次の方法がある。

ア 地盤自体の改良等により液状化の発生を防ぐ対策

イ 発生した液状化に対して施設の被害を防止、軽減する構造物対策

ウ 施設のネットワーク化等による代替機能を確保する対策

### 3 液状化対策の普及・啓発

町及び防災関係機関は、液状化対策の調査・研究に基づき、町民・施工業者等に対して知識の普及・啓発を図る。

### 第13節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において地震が発生した際の対策に関する計画は、一般災害対策編「第4章災害予防計画第16節積雪・寒冷対策計画」による。

### 第14節 業務継続計画の策定

町及び事業者は、災害応急対策を中心とした業務の継続を確保するため、業務継続計画（BCP：Business Continuity Plan）の策定に努めるものとする。

なお、策定等に当たっては、一般災害対策編「第4章災害予防計画第17節業務継続計画の策定」による。

## 第3章 災害応急対策計画

地震災害による被害の拡大を防止するため、町及び防災関係機関は、それぞれの計画に基づき災害応急対策を実施する。

### 第1節 応急活動体制

地震災害時に被害の拡大を防止するとともに、災害応急対策を円滑に実施するため、町及び防災関係機関は、相互に連携を図り、災害対策本部等を速やかに設置するなど、応急活動体制を確立する。

また、国の非常災害現地対策本部等が設置されたときは、同本部等と連携を図る。

#### 1 災害対策体制

##### (1) 災害対策組織

災害時における災害対策の実施体制等については、一般災害対策編「第3章防災体制」による。

##### (2) 町職員の動員配備

災害が発生し又は発生するおそれがある場合の町職員の動員配備については、一般災害対策編「第3章防災体制第3節当別町災害対策本部」による。

## 第2節 地震の伝達計画

地震情報を迅速かつ的確に伝達するための計画は、次のとおりである。

### 1 地震動警報等

地震動警報及び地震動予報

| 警報・予報の種類 | 発表名称                   | 内容等                                                                       |
|----------|------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 地震動警報    | 緊急地震速報（警報）<br>又は緊急地震速報 | 最大震度5弱以上の揺れが推定されたときに、強い揺れが予想される地域に対し地震動により重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表する緊急地震速報 |
| 地震動予報    | 緊急地震速報（予報）             | 推定最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と推定されたときに発表する緊急地震速報                                |

※地震動警報について

気象庁は、地震動により重大な災害が起こるおそれのある場合は、強い揺れが予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）※を発表するとともに、これを報道機関等の協力を求めて町民等へ周知する。

※緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震の強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。ただし、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

### 2 地震に関する情報の種類と内容

#### (1) 地震に関する情報

地震に関する情報の種類と内容については、資料34のとおりとする。

#### (2) 地震活動に関する解説情報等

地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供し、ホームページなどでも発表している資料。

##### ア 地震解説資料

担当区域で津波警報・注意報が発表された時や震度4以上の地震が観測された時等に防災等に係る活動の利用に資するよう地震津波情報や関連資料を編集した資料

##### イ 管内地震活動図及び週間地震概況

地震に係る災害予想図の作成及び防災に係る関係者の活動を支援するために管区・地方気象台等で月毎または週前に作成する地震活動状況等に関する資料。気象庁本庁及び管区気象台は週毎の資料を作成し、毎週金曜日に発表。

## 第3節 災害情報等の収集、伝達計画

地震災害時における災害情報等の収集、伝達についての計画は、次のとおりである。

### 1 災害情報等の収集及び伝達体制の整備

(1) 町は迅速な緊急地震速報伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努めることとし、全国瞬時警報システム（J－ALERT）などで受信した緊急地震速報を住民等への伝達に努めるものとする。

(2) 町及び防災関係機関は、災害時要配慮者にも配慮した分かりやすい情報伝達と、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

また、被災者等への情報伝達手段として、特に市町村防災行政無線等の無線系（個別受信機を含む）の整備を図るとともに、北海道防災情報システム、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めるものとする。

(3) 放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

また、町は安否情報の確認のためのシステムの効果的、効率的な活用が図られるよう、町民等に対する普及啓発に努めるものとする。

(4) 防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速・的確に災害情報等を収集し、相互に交換するものとする。

### 2 災害情報等の内容及び通報の時期

#### (1) 道への通報

町及び防災関係機関は、発災後の情報等について、次により道（危機対策課）に通報する。

ア 災害の状況及び応急対策の概要・・・発災後速やかに

イ 災害対策本部の設置・・・・・・・・・・災害対策本部を設置した時直ちに

ウ 被害の概要及び応急復旧の見通し・・・被害の全貌が判明するまで、又は応急復旧が完了するまで随時

エ 被害の確定報告・・・・・・・・・・被害状況が確定したとき

#### (2) 町の報告

ア 町は、震度4以上を記録した場合、被災状況を道に報告する。（ただし、震度5強以上を記録した場合、第1報を道及び国（消防庁経由）に、原則として30分以内で可能な限り早く報告する。）なお、消防庁長官から要請があった場合については、第1報後の報告についても、引き続き消防庁に報告するものとする。

イ 町は、119番通報の殺到状況時には、その状況等を道及び国（消防庁経由）に報告する。

ウ 町は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の道及び国（消防庁経由）への報告に努める。

### 3 災害情報等の連絡体制

- (1) 防災関係機関は、災害情報等の連絡等について必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。
- (2) 町は、孤立した地域との連絡手段の確保を図る。

### 4 通信手段の確保

- (1) 一般加入電話による通報
- (2) 電気通信事業者の提供する通信手段による通報
- (3) 電気通信事業法及び契約約款に定める非常、緊急通話又は非常、緊急電報による通報
- (4) 非常通信協議会の提供する通信手段による通報
- (5) 北海道総合行政情報ネットワークによる通報
- (6) 衛星通信による通報

町は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶の恐れがあり、緊急に現地と各種情報連絡が必要な場合には、小型可搬地球局による通信連絡体制を確保する。

### 5 通信施設の整備の強化

防災関係機関は、地震災害時において円滑な災害情報の収集及び伝達ができるよう通信施設の整備強化を図るものとする。

また、町等は、非常災害時の通信の確保を図るため、通信回線の複線化や代替回線の準備、非常用電源設備などの整備を推進するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

### 6 被害状況報告

地震災害が発生した場合、町長は、別に定める「災害情報等報告取扱要領」に基づき知事に報告するものとする。なお、町長は通信の途絶等により知事に報告することができない場合は、直接、国（消防庁経由）に報告するものとする。

また、確定報告については、応急措置完了後20日以内に、内閣総理大臣及び消防庁長官に提出する。

## 第4節 災害広報計画

地震災害時における災害広報計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第3節災害広報計画」による。

## 第5節 避難対策計画

地震災害時において町民等の生命及び身体の安全、保護を図るために実施する避難措置に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急計画第6節避難対策計画」による。

## 第6節 救助救出計画

地震災害によって生命、身体の危険な状態になった者の救助救出に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急計画第7節救助救出計画」による。

## 第7節 地震火災等対策計画

大地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や市街地への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。このため、被災地の地元の町民等や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町における消火活動に関する計画は、次のとおりである。

### 1 消防活動体制の整備

石狩北部地区消防事務組合は、その地域における地震災害を防ぎよし、これらの被害を軽減するため、消防部隊の編成及び運用、応急消防活動その他消防活動の実施体制について、十分に検討を行い、整備しておくものとする。

### 2 火災発生、被害拡大危険区域の把握

町は、地震による火災発生及び拡大を防止するため、あらかじめ、おおむね次に掲げる危険区域を把握し、また必要に応じて被害想定を作成し、災害応急活動の円滑な実施に資するものとする。

- (1) 住宅密集地域の火災危険区域
- (2) 崖くずれ、土砂災害警戒区域等
- (3) 特殊火災危険区域（危険物、ガス、火薬、毒劇物等施設）

### 3 相互応援協力の推進

町は、消防活動が円滑に行われるよう、次に掲げる応援協定により、必要に応じ相互に応援協力をするものとする。

- (1) 消防相互応援
- (2) 広域航空消防応援
- (3) 緊急消防援助隊による応援

### 4 地震火災対策計画の作成

町は、大地震発生時における火災防ぎょ活動及び町民等の救出活動の適切かつ効果的な実施を図るため、必要に応じ、あらかじめ地震火災対策計画を作成する。

この場合、その基本的事項はおおむね次のとおりである。

- (1) 消防職員等の確保

大規模地震発生時には、住宅密集地域における火災の多発に伴い、集中的消火活動は困難であり、また、消防設備が破壊され、搬出不能となることも考えられ、更に消防職員、団員の招集も困難になるなど、消防能力が低下することなどから、予めこれらに対する維持、確保を講ずる。

(2) 消防水利の確保

地震時には、水道施設の停止や水道管の破損等により、消火栓が使用不能となることが考えられることから、防火水槽・耐震性貯水槽・配水池の設置のほか、河川等多角的な方策による消防水利の確保に努める。

(3) 応急救出活動

大規模地震発生時の混乱した状況下における救出活動は、非常に困難であるため、倒壊した家屋内での町民等、特に要配慮者の救出方法について検討しておく。

(4) 初期消火の徹底

町民等に対しては平素から地震発生時の火気の取締りと初期消火の重要性を十分に認識させるため、事前啓発の徹底を図る。

また、発生直後にあっては、被災地までの道路交通網等の寸断等により、消防機関の到着に時間を要することから、被災地の町民や自主防災組織は、可能な限り初期消火及び延焼防止に努める。

## 第8節 災害警備計画

地震災害時における災害警備計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第8節災害警備計画」による。

## 第9節 交通応急対策計画

地震災害時における交通応急対策計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第9節交通応急対策計画」による。

## 第10節 輸送計画

地震災害時における輸送計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第10節輸送計画」による。

## 第11節 消防防災ヘリコプター等活用計画

地震災害時における消防防災ヘリコプター等の活用については、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第29節消防防災ヘリコプター等活用計画」による。

## 第12節 食料供給計画

地震災害時による被災者及び災害応急対策従事者等に対する食料供給に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第11節食料供給計画」による。

## 第13節 給水計画

地震発生に伴う水道施設の損壊により、生活用水が枯渇して飲料に適する水を得ることができない者に対する生活用水の供給及び給水施設等の応急復旧に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第12節給水計画」による。

## 第14節 衣料・生活必需品等物資供給計画

地震災害時における被災者に対する被服、寝具、その他生活必需品の給与並びに物資の供給に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第14節衣料・生活必需品等物資供給計画」による。

## 第15節 石油類燃料供給計画

地震災害時の石油類燃料（LPG）の供給に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第15節石油類燃料供給計画」による。

## 第16節 生活関連施設対策計画

地震の発生に伴い、生活に密着した施設（上水道、下水道、電気、ガス、通信及び放送施設等）が被災し、水、電気、ガス等の供給が停止した場合は、生活の維持に重大な支障を生ずる。これら各施設の応急復旧についての計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第13節上下水道施設対策計画、第15節石油類燃料供給計画、第16節電力施設災害応急計画」による。

## 第17節 医療救護計画

地震災害のため、その地域の医療機関の機能がなくなり、又は著しく損なわれ、若しくは医療機能が混乱した場合における医療救護活動の実施についての計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第17節医療救護計画」による。

## 第18節 防疫計画

地震災害時における被災地の防疫に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第18節防疫計画」による。

## 第19節 廃棄物処理等計画

地震災害時における被災地のごみ収集、し尿のくみ取り、死亡獣畜の処理等の業務に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第19節廃棄物処理計画」による。

## 第20節 家庭動物対策計画

地震災害時における被災地の飼養動物の取り扱いに関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第20節家庭動物対策計画」による。

## 第2 1 節 文教対策計画

地震によって、児童生徒等の安全の確保や、通常の教育活動に支障を来した場合の応急対策に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第2 1 節文教対策計画」による。

## 第2 2 節 住宅対策計画

地震により住宅を失い、又は破損のため居住ができなくなった世帯に対する応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第2 2 節住宅対策計画」による。

## 第2 3 節 被災宅地安全対策計画

町において災害対策本部が設置されることとなる規模の地震災害により、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して、被災宅地危険度判定を実施し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、二次災害を軽減、防止し住民の安全を図るための計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第2 3 節被災宅地安全対策計画」による。

## 第2 4 節 行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画

地震により行方不明になった者の捜索及び遺体の収容処理埋葬の実施に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第2 4 節行方不明者の捜索及び遺体の収容処理並びに埋葬計画」による。

## 第2 5 節 障害物除去計画

地震災害によって、道路、住居等又はその周辺に運ばれた土砂、樹木等で生活に著しい障害を及ぼしているものを除去して、被災者の保護を図る計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第2 5 節障害物除去計画」による。

## 第2 6 節 広域応援・受援計画

地震等による大規模災害が発生した場合において、災害応急対策を円滑に実施するため、他の市町村及び消防機関と相互に広域応援対策を図る計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第3 1 節広域応援・受援計画」による。

## 第27節 自衛隊派遣要請計画

地震災害に際し、人命又は財産保護のため必要がある場合には、北海道知事及びその他の災害派遣要請権者は自衛隊（特定部隊の長）に対し自衛隊法第83条の規定により部隊等の災害派遣を要請する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第30節自衛隊派遣要請計画」による。

## 第28節 災害ボランティアとの連携計画

地震による大規模な災害が発生したとき、災害応急対策を迅速・的確に実施するため、日本赤十字社北海道支部及び各種ボランティア団体・NPOとの連携に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第33節災害ボランティアとの連携計画」による。

## 第29節 災害義援金募集（配分）計画

被災者への災害義援金の募集及び配分に関する計画は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第34節災害義援金募集（配分）計画」による。

## 第30節 災害救助法の適用と実施

災害救助法を適用し、同法に基づき実施する応急救助活動は、一般災害対策編「第5章災害応急対策計画第36節災害救助法の適用と実施計画」による。

## 第4章 災害復旧・被災者援護計画

地震・津波等の災害が発生した際には、速やかに被災施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興へとつなげていく必要がある。

このため、町は、防災関係機関との適切な役割分担及び連携の下、被災地域の特性や被災状況、関係する公共施設管理者の意向等を勘案し、迅速な現状復旧を目指すのか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すのかについて早急に検討し、基本となる方向を定め、又は、これに基づき計画を作成することにより、計画的に災害復旧事業を実施するものとする。

併せて、災害に伴い生じた廃棄物については、広域的な処理を含めた計画的な収集・運搬・処分により適切かつ速やかに廃棄物処理を行うものとする。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保や生活資金の援助等、きめ細かな支援を講じるものとする。

なお、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生し、国に緊急災害対策本部が設置され、当該災害からの復興を推進するため特別の必要があると認めるときは、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)に基づき、被災地の復興を図るため必要となる措置を行うものとする。

### 第1節 災害復旧計画

地震・津波等の被害に対する災害復旧に関する計画は、一般災害対策編「第7章災害復旧・被災者援護計画第1節災害復旧計画」による。

### 第2節 被災者援護計画

地震・津波等による被災者の援護に関する計画は、一般災害対策編「第7章災害復旧・被災者援護計画第2節被災者援護計画」による。

**改訂履歴**

策定 昭和40年 3月24日

改訂 昭和45年 4月 8日

昭和49年12月19日

昭和51年10月 1日

平成 3年 8月 5日

平成13年 3月28日

平成27年 6月23日

平成28年 7月23日

令和 6年 2月29日

令和 7年 8月29日